

長崎県公立大学法人
理事長 太田 博道 様

平成21年6月22日

長崎県公立大学法人 看護栄養学部 教授
久木野 憲司

〒810-0042

福岡市中央区 [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

代理人弁護士 [REDACTED]

〒850-0033

長崎市万才町 [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]

代理人弁護士 [REDACTED] [REDACTED]

平成21年5月15日付け(21長県大シ第31号)、平成21年6月10日付け(21長県大シ第74号)の各文書「記録等の提出について」に回答申し上げます。

貴学は、提出を求められています①ないし④の記録等につきまして、「本法人の服務に関する規程や兼業の許可条件等に照らして必要な手続きを経ずに勤務時間中にバイオラボ関係の業務に従事していたことが明らかになってきております」、「貴殿の平成19年出勤簿は勤務を要する日について全て出勤として捺印されているなど、

バイオラボ株式会社の業務に従事した状況と大学での勤務の状況が矛盾しており誠に遺憾であります」とし、提出を求める理由は「バイオラボ関係業務への貴職の従事状況（場所、時間等）を把握する」とされており。

当職らは、先般、貴学事務局総務企画課長 吉野康宏氏らにご説明し、かつ、同氏は、複数の録音機にて、当職らの見解を記録されていたところ。その際に申し上げましたように、大前提として、(1)貴学における教員の勤務時間の定めと勤務の実情・実態、時間外勤務（超過勤務・残業）手当に関する規則と支給実態を明らかにしていただくこと、(2)貴学において例えば文系教員が実質的に自宅で研究し、著書・論文などを執筆して相当額の印税・原稿料が入るようなケースにあって、すべて「欠勤」になっているかどうか、(3)本件では形式的な出勤簿との不一致だけを問題にし、場合によってはそれを処分理由しようとするのか、兼業が学内における当該教員の研究・教育・学内行政に対して影響を及ぼしていたかどうかという実質的「欠勤」を問題にするのかの基準が必要である、(4)大学人が「誠意をもって」勤務しているかどうかを判断する場合には、形式的要件のみならず、当該教員の研究・教育の全実績との関係で判断する必要があるが、そうであれば、他の全教員の勤務実態調査を行う必要があり、特定教員だけを調査対象にすれば、仮に少なからぬ教員において出勤簿との矛盾がある場合に、調査対象となった特定教員のみが不利益を受ける可能性があります。

上記2通の書状におきましては、何を基準に何を調べようとしているのか判明しないため、資料の提出が特定教員の不利益にのみつながる恐れがあることを指摘させていただきました。

さらに、公文書に挙げられた記録等の提出根拠としての以下の条文に触れます。

長崎県公立大学法人職員就業規則

(規則の遵守)

第4条 法人及び職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

長崎県公立大学法人職員兼業規程

(兼業の報告)

第11条 理事長は、必要に応じて、許可を与えた職員に兼業の実施状況の報告を求めることができる。

しかしながら、この2つの条文のうち「必要に応じて・・・求めることができる」という部分を援用される場合にあっては、常に、一般的かつ相当の手段で報告が求められるべきであり、具体的な記録等提出根拠が「勤務状況の矛盾」を調べるためであるとすれば、該当する事情のある全教員につき、とりわけ、兼業許可を得ず自宅で研究(調査・執筆)活動をする教員が多い文系教員の場合、少なからぬケースにおいて「出勤簿」との矛盾が出てくるはずであります。著書・論文執筆のために兼業許可を得て行うという例は寡聞にして経験しておりません。

兼業自体が研究室内で行われているときには(当職らのうちの、代理人■■■■の場合が典型です)、勤務先である大学の研究室がまさに兼業場所になっているのであり、本件に即して言えば、研究室内から電磁的会議を主宰している場合にどのような判断をされることになるのか、兼業自体が大学の研究成果として還元されるものである場合に、一律に大学勤務実態と関係がないと言い切れるのかどうか、そのような大学側における「勤務」の概念についての定義がなければ、本件の場合、単に一方的に、平成15年度から平成21年度までの大学内の教員に妥当する慣習化した勤務実態から離れて、特定教員に限って不利益な結論に至る可能性があります。

以上の次第で、口頭での意見申出事項の反復になりますが、貴学の教員の実質的勤務条件がいかなるものであったか、を明示していただいてから、文書提出可能な範囲について、別途回答をさせていただきます。

なお、記録等提出にあたってマスキング等の措置に言及されておりますが、当職らが自治体に情報公開請求をする場合には、ほとんどすべての文書がマスキングされて公開されるのを頻繁に経験いたします。膨大な分量にのぼる記録等について、会社関係者の利益保護のために同種のマスキング等をもって提出する記録等にどれ

ほどの意味があるのか、マスキング作業に要する時間、経費についても、ご想定いただきたいと存じます。

以上